

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 大島産業  
福岡県宗像市富地原1791-1

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和3年9月30日～令和3年10月29日（1ヵ月）  
九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

### 3 指名停止理由

株式会社 大島産業は、中日本高速道路株式会社発注の中央自動車道天神橋他6橋耐震補強工事及び西日本高速道路株式会社発注の九州自動車道久留米高速道路事務所管内南部地区橋梁耐震補強工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年8月31日、福岡県知事から建設業法第28条第3項の規定に基づき10日間の営業停止処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内